○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告 書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示

(平成三十一年三月八日)

(国土交通省告示第三百十六号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)第六条の二、第六条の三、第六条の四及び第二十三条の規定に基づき、同規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績報告書の様式を定める告示を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及 び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示

- 一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号。以下「規則」という。)第六条の二の国土交通大臣が定める要件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの以外の者であって、三の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分ごとに、次のイからハまでのいずれかに該当するものであることとする。
 - イ 各年度において、当該年度の前々年度までの過去三年度(当該年度の前三年度に事業を開始した場合にあっては当該年度の前々年度、当該年度前四年度に事業を開始した場合にあっては当該年度の前三年度及び当該年度の前々年度。以下同じ。)の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である旅客施設を設置又は管理していること。ただし、当該年度の前々年度までの過去三年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三万人以上である旅客施設を設置又は管理していない中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項第一号に掲げる中小企業者である公共交通事業者等をいう。以下同じ。)であり、かつ、大企業者(中小企業者以外の公共交通事業者等をいう。以下同じ。)であり、かつ、大企業者(中小企業者以外の公共交通事業者等(当該中小企業者である公共交通事業者等が属する区分以外の区分に属する者を含む。)をいう。以下同じ。)の所有に係る当該公共交通事業者等の株式の数の当該公共交通事業者等の発行済株式の総数に対する割合又は当該大企業者の当該公共交通事業者等への出資の金額の当該公共交通事業者等の出資の総額に対する割合が二分の一未満である場合を除く。
 - ロ 各年度において、当該年度の前々年度までの過去三年度の輸送人員の一年度当たりの平均 が百万人以上であること。ただし、当該年度の前々年度までの過去三年度の輸送人員の一年 度当たりの平均が一千万人未満である中小企業者であり、かつ、大企業者の所有に係る当該

公共交通事業者等の株式の数の当該公共交通事業者等の発行済株式の総数に対する割合又は 当該大企業者の当該公共交通事業者等への出資の金額の当該公共交通事業者等の出資の総額 に対する割合が二分の一未満である場合を除く。

- ハ イ又は口に該当する者以外の者で、自社及びその属する企業結合集団(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十条第二項に規定する企業結合集団をいう。)又は事業の被承継人の輸送人員等に鑑み、移動等円滑化を実施する必要性がイ又は口に該当する者と同等であると認めて国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は地方航空局長が指定したものであること。
- 二 規則第六条の三の国土交通大臣が定める様式は、第一号様式とする。
- 三 規則第六条の四の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	
一 法第二条第五号イに掲げる者	第二号様式及び第三号様式
二 法第二条第五号ロに掲げる者	第四号様式及び第五号様式
三 法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動	第六号様式
車運送事業者(次号に掲げる者を除く。)	
四 法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動	第六号様式及び第七号様式
車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置	
し、又は管理するもの	
五 法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動	第八号様式
車運送事業者	
六 法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動	第九号様式
車運送事業者	
七 法第二条第五号ニに掲げる者	第七号様式
八 法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路	第十号様式
事業者(次号に掲げる者を除く。)	
九 法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路	第十号様式及び第十一号様式
事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置	
し、又は管理するもの	
十 法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事	第十号様式
業者(次号に掲げる者を除く。)	
十一 法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路	第十号様式及び第十一号様式
事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置	

し、又は管理するもの	
十二 法第二条第五号へに掲げる者	第十二号様式
十三 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第	第十一号様式
六号二に掲げる施設を設置し、又は管理するも	
0	
十四 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第	第十三号様式
六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するも	
0	

四 規則第二十三条の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の 区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	
一 法第二条第五号イに掲げる者	第十四号様式及び第十五号様式
二 法第二条第五号ロに掲げる者	第十六号様式及び第十七号様式
三 法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動	第十八号様式
車運送事業者(次号に掲げる者を除く。)	
四 法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動	第十八号様式及び第十九号様式
車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置	
し、又は管理するもの	
五 法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動	第二十号様式
車運送事業者のうち貸切バス車両(移動等円滑化	
のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び	
設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土	
交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円	
滑化基準省令」という。)第二条第一項第十三号	
の二に規定する貸切バス車両をいう。)をその事	
業の用に供しているもの	
六 法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動	第二十一号様式
車運送事業者のうち福祉タクシー車両(公共交通	
移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に	
規定する福祉タクシー車両をいう。)をその事業	
の用に供しているもの	
七 法第二条第五号ニに掲げる者	第十九号様式
八 法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路	第二十二号様式

•	
事業者(次号に掲げる者を除く。)	
九 法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路	第二十二号様式及び第二十三号様式
事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置	
し、又は管理するもの	
十 法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事	第二十二号様式
業者(次号に掲げる者を除く。)	
十一 法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路	第二十二号様式及び第二十三号様式
事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置	
し、又は管理するもの	
十二 法第二条第五号へに掲げる者	第二十四号様式
十三 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第	第十四号様式
六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するも	
0	
十四 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第	第二十三号様式
六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するも	
0)	
十五 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第	第二十五号様式
六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するも	
0	

第1号~第25号様式 略